

○福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例（平成27年3月26日条例第63号）

○福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例

平成27年3月26日条例第63号

改正

平成28年12月26日条例第23号

福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「育成事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 育成事業を行うため、福知山市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置し運営する。

2 児童クラブの名称及び位置は、別表1のとおりとする。

（運営方針）

第3条 児童クラブにおいては、児童により安心して安全な遊び及び生活の場を提供するとともに、児童の健全な育成を図るため日々向上に努めるものとする。

（対象児童）

第4条 児童クラブの利用の対象となる児童は、福知山市立小学校に通学する児童とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（1）保護者が就労等の理由により、昼間不在である家庭の児童

（2）保護者の疾病、出産その他やむを得ない事情により、長期間にわたり家庭において保護を受けることのできない児童

（3）その他育成事業の利用が必要と認められる児童

2 前項の規定にかかわらず、集団での生活及び育成が不可能である、又は著しく困難である等利用に支障があると認めた児童は対象としない。

（事業の委託）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、その実施の決定等に関する事務を除き、相当と認めた社会福祉法人等に委託することができる。

（職員）

第6条 児童クラブに、利用児童数に応じて必要な支援員を置くものとする。

（事業期間）

第7条 児童クラブの事業期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（申請）

第8条 児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、当該利用する事業期間の始期までであって、市長が別に定める期間内に申請をし、許可を得なければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、事業期間中においても利用の許可をすることができる。

（使用料）

第9条 児童クラブを利用する児童の保護者は、児童クラブの利用を開始した日の属する月から利用を終えた日の属する月までの各月において、別表2に規定する使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（利用の一時停止）

第11条 市長は、児童クラブを利用する児童が学校保健法（昭和33年法律第56号）第12条の規定により学校への出席停止中の場合は、当該児童の利用を一時停止することができる。

（緊急時の対応）

第12条 市長は、地震・火災・犯罪・事故等緊急時における対応について、必要な体制を整えるものとする。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(児童クラブの設置に関する条例の制定に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に福知山市放課後児童健全育成事業運営要項(平成17年6月1日制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(俺我放課後児童クラブに関する経過措置)
- 3 この条例の施行の日から平成27年5月31日までの間においては、別表中「福知山市字中2113番地の3」とあるのは「福知山市字池部63番地」と読み替えるものとする。

附 則(平成28年12月26日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表1(第2条関係)

福知山市放課後児童クラブの名称及び位置

名称	位置
惇明放課後児童クラブ	福知山市字内記21番地
昭和放課後児童クラブ	福知山市字天田118番地
大正放課後児童クラブ	福知山市字堀1108番地
雀部放課後児童クラブ	福知山市字前田1879番地の9
俺我放課後児童クラブ	福知山市字中2113番地の3
修斉第一放課後児童クラブ	福知山市字半田50番地
修斉第二放課後児童クラブ	福知山市字半田50番地
遷喬放課後児童クラブ	福知山市石原一丁目180番地
上豊富放課後児童クラブ	福知山市字畑中1600番地
下六人部放課後児童クラブ	福知山市字長田232番地
成仁第一放課後児童クラブ	福知山市中坂町10番地
成仁第二放課後児童クラブ	福知山市中坂町10番地
三和放課後児童クラブ	福知山市三和町菟原下1566番地
夜久野放課後児童クラブ	福知山市夜久野町額田218番地の4
大江放課後児童クラブ	福知山市大江町二俣489番地

別表2(第9条関係)

福知山市放課後児童クラブ使用料

(1)常時利用(平日利用及び長期休業期間利用)

	平日 使用料	長期休業期間加算料					
		4月 春休み	7月 夏休み	8月 夏休み	12月 冬休み	1月 冬休み	3月 春休み
使用料及び加算料	毎月 3,000円	2,000円	3,000円	5,000円	1,000円	1,000円	2,000円

(2)長期休業期間のみの利用(平日利用なし)

	4月 春休み	7月 夏休み	8月 夏休み	12月 冬休み	1月 冬休み	3月 春休み
使用料	2,000円	5,000円	8,000円	1,000円	1,000円	2,000円

備考 同一世帯に属する児童が2人以上利用している場合にあつては、そのうちの第2子の使用料の額（常時利用の長期休業期間にあつては、加算料を含む。以下同じ。）については第1子に係る月額額の2分の1の額とし、第3子以降の使用料の額については無料とする。

○福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例施行規則（平成27年3月27日規則第55号）

○福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例施行規則

平成27年3月27日規則第55号

改正

平成27年12月28日規則第39号

平成28年3月30日規則第61号

福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例（平成27年福知山市条例第63号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定員）

第2条 福知山市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の定員は、一の支援の単位ごとにおおむね40人を超えない範囲とする。

（開設日及び開設時間）

第3条 児童クラブの開設日は次の各号に掲げる日を除く日とする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月29日、同月30日、同月31日、1月2日及び1月3日。ただし、前2号に掲げる日を除く。

2 児童クラブの開設時間は、午後2時から午後7時までとする。ただし、小学校の休業日にあつては、午前7時45分から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるとき、又は災害その他やむを得ない事情があるときは、開設日又は開設時間を変更することができる。

（受け入れできない児童）

第4条 条例第4条第2項の規定による児童の受け入れができないときは、次に定めるときとする。

（1）設備その他の事情により、児童の受け入れができないとき。

（2）申請に係る児童の数が児童クラブの利用定員を超えるとき。

（3）その他市長が利用を不相当と認めたとき。

（支援員等）

第5条 条例第6条に規定する支援員は、福知山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年福知山市条例第16号。以下「基準を定める条例」という。）に規定する要件等を備える者とする。

2 市長は、前項の支援員の他に必要があると認めるときは、補助員を置くことができる。この場合において、補助員は、基準を定める条例第8条に規定する要件を備える者とする。

（利用申請）

第6条 条例第8条の規定により児童クラブを利用しようとする児童の保護者（以下「保護者」という。）が提出する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

（1）福知山市放課後児童クラブ利用申請書（別記様式第1号）

（2）福知山市放課後児童クラブ勤務（自営）証明書（別記様式第2号）

（3）その他市長が必要と認める書類

2 利用の許可は、福知山市放課後児童クラブ利用決定通知書（別記様式第3号）により保護者に通知するものとする。

3 利用の許可をしないときは、福知山市放課後児童クラブ利用不決定通知書（別記様式第4号）により保護者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第7条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める額を減免する。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 全額

- (2) 前年の所得税非課税世帯 2分の1
 - (3) 同一世帯に属する児童が、同一月に2人以上利用した場合の第2子 2分の1（前号に該当する世帯は、減免後の2分の1）
 - (4) 同一世帯に属する児童が、同一月に3人以上利用した場合の第3子以降 全額
 - (5) 第1号から第4号に定めるほか、市長が特に減免する必要があると認める場合 市長が必要と認める額
- 2 前項の申請（第3号及び第4号を除く。）を行う者は、放課後児童クラブ利用料減免申請書（別記様式第5号）及びその他必要な書類を市長に提出し、承諾を受けなければならない。

（退部）

第8条 保護者は、児童クラブを利用している児童（以下「利用児童」という。）が条例第4条に規定する資格要件を欠くに至ったとき、又は利用児童を児童クラブから退部させようとするときは、速やかに福知山市放課後児童クラブ退部届（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用児童が次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第4条第2項に該当するものとし、当該利用児童を退部させることができる。

- (1) 児童クラブを5日以上引き続き無断欠席した場合
- (2) 2か月以上利用しない場合
- (3) 特別な理由なく、使用料を納めない場合
- (4) 市長が利用に支障があると認めた場合

（届出の義務）

第9条 利用児童の保護者は、第6条第1項第1号の利用申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（緊急時における体制整備等）

第10条 条例第12条に規定する必要な体制とは、地震・火災・犯罪事故等緊急時における非難計画及び救出計画並びに関係機関への通報及び連携体制とする。

2 市長は、前項の体制を支援員等に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（傷害保険制度の利用等）

第11条 入部児童は、傷害保険制度に加入するものとする。

2 児童クラブの支援員は、支援を行う放課後児童健全育成事業所において事故が発生した場合には、直ちに適切な処置を行うとともに、事故報告書により、その状況を市長に報告しなければならない。

（虐待防止対策等）

第12条 市長は、利用児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、相談窓口を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、支援員等に対し、研修を実施すること等の措置を講じるよう努めなければならない。

（補則）

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、施行日以後の受付分から適用し、同日前の受付分については、なお従前の例による。ただし、新規則第7条の規定にかかわらず、当分の間、この規則による改正前の福知山市放課後児童クラブの設置に関する条例施行規則の規定に基づき使用していた所定の様式については、個人番号記入欄を設けることでこれを新規則に規定する様式とみなす。

附 則（平成28年3月30日規則第61号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号

(第6条関係)
別記様式第2号
(第6条関係)
別記様式第3号
(第6条関係)
別記様式第4号
(第6条関係)
別記様式第5号
(第7条関係)
別記様式第5号〔2〕
別記様式第6号
(第8条関係)